が表面化するというこも含めた)個別の事情

まな(患者さんも家族 きっかけとしてさまざ が多く、これは入院を

しかし、さまざまな

の生活施設

〇概要

特に「これ以上家で面

方もいらっしゃいま しいという結果になる ても自宅での生活は難サービスを組み合わせ

常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入

療養先を探さなければ す。その場合、新たな

練、療養上の世話など活上の支援や、機能訓

とだと考えられます。

Wendy Medical Corner (8)

高齢期の住まい選び

退院後どこで暮らしていきますか としては す。 なってい 宅医療・介護 在の国の動き しかし、 在 現 ま ど)、また療養先に求支援、面会の頻度な 地、交通手段、経済的う方の介護力(居住 護・介護の必要度や経 済状況、主に介護を担 でも、患者さんの看 療養先と一言でいっ 所可能である。入所希 に立ってサービスを提 望者が多く、長期間入 る。長期にわたって入 供することとされてい

私は病院の地域医療

竹岡直子 社会福祉士

の推進」と目

標が掲げられている通 の退院を進めていま 院・施設よりも自宅へ お金のかかる病 可否、職員配置、医療 める条件(長期療養の

連携室に所属してお

社会福祉士として

施設も。

所待ちという状況。中

利用することもある。

〇対象者

〇概要

には何百人待ちという

〇対象者

が、

患者さんやご家族の相

は入院期間の短縮化を は入院期間の短縮化を は 退院を勧められます。 は、自宅や施設等への 結果として、病院 す。 すので、実際にどのよ 無く分かりにくい話で き点はたくさんありま 選択する上で考慮すべ 対応等)など、施設を 一般の方はなじみが 6療は必要としないが日 65歳以上で、入院治 7分象者

〇費用負担 ~5の方。

ウェンディ広島 9月

的問題の解決・調整・会復帰)支援、②経済

す。相談の内容は大き

①退院 (社

談業務に就いていま

的・社会的問題の解支援、③療養中の心理

うな療養先があるか、 介していきます。 代表的なところをご紹 常生活に介護を必要と

やむを得ない理由が無要介護1・2の方は、 高い方が優先され、新 方。ただし要介護度のする要介護1~5の たに入所しようとする 費+日常生活費等(お

むつ代は施設サービス

都道府県知事の指定 護保険法に基づいて 利用できる施設。介 むつ代は施設サービス 費+日常生活費等(お 己負担分+食費+居住施設サービス費の自 〇費用負担 限り利用できない。

介護保険サービスで

なくなれば)退院といば(医療行為の必要が、性上、治療が終了すれ、

しょう。

宅退院でも問題ないで が出来そうな方は、自環境で生活を送ること

ど入院前と比べ日常生次に、ご高齢の方な

を受けた施設のこと をいいます。要介護

費に含まれる)

院に絡む問題です。

病院という施設の特

いいますと、やはり退何の相談が多いのかと

ます。

まず、

入院前と同じ

になりますが、実際に

④受診・受療支援、

〇施設の性格 ■老人保健施設 老人保健施設)

いても、

介護保険サー

用できます。 認定を受けた人が利

ビスなどを組み合わせ

活動作が難しくなって

■特別養護老人ホーム 要介護高齢者のため 〇概要 ビリなどを提供し、 宅復帰を目指す施設 要介護高齢者にリ 在バ

う訳にはいかないこと すと「すぐ退院」とい 高齢の入院患者の方で で問題ないのですが、 うことになります。若

ることで自宅生活が可

て生活環境を調整をす

能な方は、 えられます。

大丈夫と考

○施設の性格

(介護老人福祉施設)

ビリや必要な医療、なとができるよう、リッ 所者が可能な限り自立 護などを提供する した日常生活を送るこ いる方を受け入れ、 在宅復帰を目指して リハビリを目的

【表】高齢期に利用できる施設

	特別養護老人ホーム	老人保健施設	介護療養型医療施設	グループホーム
基本的性格	要介護高齢者のための 生活施設	要介護高齢者にリハビ リ等を提供し在宅復帰 を目指す施設	医療の必要な要介護高 齢者の長期療養施設	認知症高齢者のための 共同生活住居
住居としての 扱い	0	×	×	0
主な 設置主体	・地方公共団体 ・社会福祉法人	・地方公共団体 ・医療法人	・地方公共団体 ・医療法人	・限定なし (営利法人 中心)
対象者	要介護1以上(注)※	要介護1以上	要介護1以上	要支援2以上
	65歳以上で、身体上 又は精神上著しい障害 があるために常時の介 護を必要とし、れを受 居住においてこれを受 けることが困難な方。	病状が安定しており、 病院での治療や入院の 必要はないが、里はア ビリテーションや介 護、看護などを必要と する方。	病状が安定期にあって、介護療養型医療施設でのサービスを 必要とする方。	認知症である方(認知 症の原因となる疾患が 急性の状態にある方を 除く)。
入院・入所 の制限	-	-	-	原則、施設のある住所 地の住民のみ利用可能
申込先	直接施設へ	直接施設へ	直接施設へ	直接施設へ
費用負担	施設サービス費の自己 負担分+食費+居住費+ 日常生活費等(おむつ 代は施設サービス費に 含まれる)	施設サービス費の自己 負担分+食費+居住費+ 日常生活費等(おむつ 代は施設サービス費に 含まれる)	施設サービス費の自己 負担分+食費+居住費+ 日常生活費等(おむつ 代は施設サービス費に 含まれる)	介護保険の自己負担分 +食費+居住費+日常生 活費+おむつ代
その他	-	-	2018年3月31日まで に廃止あるいは他の 施設への転換を求め られています。	-

※ただし、新たに入所しようとする要介護1・2の方は、やむを得ない理由が無い限り利用できません 「医療福祉総合ガイドブック」NPO法人日本医療ソーシャルワーク研究会、厚生労働省HPより

し、常に入所者の立場 期間は原則3か月とな者の意思や人格を尊重 した施設のため、入所 めの準備などのために の継続リハビリ目 を終え自宅に戻るため っている。病院で治療 他の施設へ移るた 的 た 施設への転換を求めらいに廃止あるいは他の 2018年3月31日ま れている。 などを提供する施設。 練や必要な医療、介護ができるよう、機能訓

己負担分+食費+居住施設サービス費の自 必要とする、要介護1 入院治療は必要ない リハビリと介護を 己負担分+食費+居住施設サービス費の自 る。 度の高い方が優先され なっているが、要介護 要介護1~5までと

むつ代は施設サービス 費+日常生活費等(お 上の支援や、機能訓練や入浴などの日常生活 との交流の下で、食事 ことができるよう、家 庭的な環境と地域住民 立した日常生活を送る

天満町)竹岡 直子 社(梶川病院 (広島市西区 きます。 住宅などを紹介して 天満町) 竹岡

を提供するサービス。 象にした専門的なケア認知症の利用者を対 利用者が可能な限り自 の共同生活住居 ○施設の性格 認知症高齢者のため います。 やサービス付き高齢者 次回は、老人ホー

表にまとめています。

ための枠組みで、事 サービスを提供する で、多様かつ柔軟な 住み慣れた地域 区町村にお住まいの業所や施設がある市 方の利用が基本とな 小規模な施設など】

地の住民のみ利用可原則、施設のある住所

受け入れ、入所者が可養が必要な方の入所を

て、長期にわたって寮

療養病床等に入院し

局齢者の長期療養施設

医療の必要な要介護

介護療養型医療施設

療養病床等)

地域密着型サービ

た日常生活を送ること 能な限り自宅で自立し

ります。

〇費用負担

活介護(グループホ■認知症対応型共同生

常生活費+おむつ代

分+食費+居住費+日介護保険の自己負担

地域に密着した 援1の方は利用不可。〜要介護5の方。要支 〇対象者 もに共同生活を送る。 認知症で、 要支援2

が、介護スタッフとと 者

人の少人数の利用者共同生活住居に5~9